

令和7年2月14日

報道機関各位

環境エネルギー部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

下記のとおり処分を行ったので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 青森市大字幸畑字阿部野 70 番地 3
- (2) 名 称 株式会社木村技建工業
- (3) 代 表 者 代表取締役 木村 良博
- (4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200048278）

2 不利益処分の内容

令和7年2月14日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和7年2月14日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和6年12月12日に青森地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。

5 上記4の事実が判明した経緯

青森地方裁判所から、令和6年12月12日付けで被処分者の破産手続を開始した旨の通知を受けたことにより、上記4の事実が判明したものである。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		環境エネルギー部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 副参事 神 毅統
電話 番号	内線	6 4 7 1
	直通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 4 8
報道監		環境エネルギー部次長 山舘 清章